3	外国の中央政府及び中央銀行向け						
4	国際決済銀行等向け						
5	我が国の地方公共団体向け						
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
7	国際開発銀行向け						
8	地方公共団体金融機構向け						
9	我が国の政府関係機関向け						
10	地方三公社向け						
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け						
12	法人等向け						
13	中小企業等向け及び個人向け						
14	抵当権付住宅ローン						
15	不動産取得等事業向け						
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）						
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞						
18	取立未済手形						
19	信用保証協会等による保証付						
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
21	出資等（重要な出資を除く。）						
22	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c　ロ欄には、ＣＣＦ（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d　ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e　ニ欄には、ＣＣＦを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載すること。